

フランス共和国における〈ムスリム女性〉の解放

—政府統合高等審議会（Haut Conseil à l'Intégration: HCI）におけるライシテの語り—

浪岡 新太郎

【要約】

「宗教的標章の着用をはじめ、ムスリム系マイノリティの行動はそのムスリム・アイデンティティゆえに、欧州のリベラルなシティズンシップと対立する」という意見は珍しくない。本稿では、フランスを事例に〈対立〉がどのように構築されたのかを政府の常設諮問機関、フランス政府統合高等審議会 HCI の全報告書 31 冊の検討を通じて明らかにした。その際に、市民の信仰を規律する法的原則のライシテに注目し、ムスリム系マイノリティの行動がライシテと〈対立〉すると判断される過程を分析した。〈対立〉が全国メディアで初めて問題となる 1989 年から 2002 年まで報告書は〈対立〉は法的には存在しないことを確認し、事態を沈静化しようとする。しかし 2002 年以降、HCI は〈対立〉をつくり出すために法解釈の変更や立法を提案するようになる。この〈対立〉は、イスラームの名の下で移民出身男性に抑圧される女性を解放するフランスという図式で語られた。この〈対立〉の強調によってシティズンシップ自体の危機は不可視化される。

はじめに

イスラームのスカーフ（ヒジャブ）やヴェール（ブルカ）などの、宗教的標章の着用をはじめ、ムスリムの行動は「男性による女性の抑圧」などの価値を象徴しており、欧州のシティズンシップにふさわしくないといわれる⁽¹⁾。現在、西南北欧諸国に、ムスリム系マイノリティ（イスラーム諸国からの移民出身者）が約 1826 万人定住しており、かれらがこの地域のムスリムの大多数を形成する（Pew Research Center 2011）⁽²⁾。かれらは、その宗教実践の有無にかかわらずイスラームへの信仰をもっていると想定され、それゆえに男女平等などの欧州のシティズンシップのリベラルな価値観を受け入れにくいと考えられる傾向がある。かれらは「政治共同体のメンバー（市民）になる過程（統合）」⁽³⁾において、特に困難を抱える存在とみなされている。

つまり、ここで困難とされていることは、参政権のようなシティズンシップの〈①権利義務関係〉をムスリム系マイノリティがもっているかどうかということとは関係ない。シティズンシップの獲得にあたって①に先立つべきと考えられる〈②欧州各国の政治共同体への帰属意識（市民・アイデンティティと呼ぶ）〉が、かれらの〈ムスリム・アイデンティティ（ムスリムとしての帰属意識）〉と両立することが困難ではないかと考えられているのだ⁽⁴⁾。したがって、かれらがシティズンシップにふさわしい存在になるためには、国籍の有無にかかわらず、ムスリムとしての行動を（修正または）放棄することが必要と考えられている⁽⁵⁾。そして、欧州の市民・アイデンティティはリベラルな公私分離を前提として、公的領域では各市民の自由と平等を保障する考え方に基づくとして理解される。それだけに、かれらのムスリム・アイデンティティを理由とした行動を、市民・アイデンティティを理由として制限することは、かれらにとつ

でも望ましいことであるとされる。

さらに現在では、ムスリム系マイノリティの公的領域での行動にとどまらず、かれらの内面、つまり、「ハビトゥス (habitus) : 行動を生み出す身体化された性向」(HCI 2011a:101) の「矯正 (discipline)」(HCI 2012b:35) が統合政策の課題とされている。教育、医療、住宅政策などさまざまな場で矯正は行われるが、ムスリム系マイノリティの移民に対しては滞在の際に国家と結ぶ「統合契約」のシティズンシップテストにおいて、第二世代については公教育において、矯正が特に重視される⁽⁶⁾。

しかし、そもそもリベラルな価値観とは個人の思想および良心の自由を保障するものではなかったか。リベラルな価値観の下で、ムスリム・アイデンティティという特定の信仰に公権力が介入することがどのように正当化されるのだろうか。イスラームの価値に「男性による女性の抑圧」があるとされ、これが自由を制限する理由としてしばしばあげられる。どのようにムスリム・アイデンティティと「男性による女性の抑圧」は結びつき、「統合」の「障害」として語られたのだろうか。本稿では、リベラルな市民・アイデンティティとムスリム・アイデンティティとの<対立>が欧州で最も早くかつ激しい形で 1980 年代から課題とされ、約 470 万人と西北欧最多のムスリム系マイノリティが定住するフランスを事例として取り上げる (Pew Research Center 2011)。

フランスの市民・アイデンティティは「共和国モデル」と呼ばれ、その法学的特徴は以下のように説明される。まず、憲法によれば「フランスは単一不可分の、ライシテ (宗教的中立性⁽⁷⁾) に基づく民主的かつ社会的な共和国である。フランスは出生、人種、または宗教による差別なしに、すべての市民に対して法律の前の平等を保障する。フランスはいかなる信条をも尊重する」(第 5 共和国憲法 1 条)。単一で不可分とは、主権が分割されえず市民の一般意思によって担われなければならないことを意味している⁽⁸⁾。つまり、市民はその出自などによって部分的な集団に分割されることなく、政治共同体を構成する平等なメンバー

として単一で不可分の意思を形成する必要がある。

しかし、言語・宗教をはじめとしたエスニックな (出自と結びついた) 属性による違いをもつ人間が、どのようにしたら市民として平等になりうるのか。フランスは、市民の生活空間を公的領域と私的領域に区別し、市民として扱うべき公的領域において具体的な個人をそのエスニックな属性から切り離すことによって、市民に平等を保障していると考えられている (樋口 1994, LaBorde 2005, 宮島 2006, 中野 2009, 山元 2014)。したがって、そのエスニックな属性に注目して特定の市民を対象とした法を形成することはできない (これを本稿ではエスニックブラインドネスと呼ぶ)。この平等概念は、個人のエスニックな属性に関係なくシティズンシップを認める点において普遍主義的であるとされる (山元 2014)。その具体例として挙げられるのが出生地主義を認める国籍法であり、市民・アイデンティティから宗教・アイデンティティを切り離す憲法上の価値としてのライシテである⁽⁹⁾。つまり、本稿で問う市民と信仰者との関係が共和国モデルで問題化されるのはライシテの観点からということになる。

ライシテは法的には「教会と国家の分離に関する 1905 年 12 月 9 日の法律」がその具体化として参照される。その 1 条によれば「共和国は良心の自由を保障する。共和国は公的秩序のために以下の定められた制限のみに服する、自由な宗教儀式の実践 (culte) を保障する」。2 条によれば「共和国はいかなる宗教儀式の実践に対しても公認せず、給与を支払わず、補助金を交付しない」。つまり、ライシテは具体的な個人の市民と信仰者としての関係について二つのことを定めている。第一に、市民個人の信仰の自由と宗教儀式の実践が宗教宗派を問わず平等に行えるように保障することである。第二に、国家があらゆる宗教儀式の実践に関与しないこと、つまり市民の宗教的属性のあり方に介入しないということである⁽¹⁰⁾。

この共和国モデルの特にライシテを、政治理論家のラボルド (C. LaBorde) は宗教的多元性に対応するリベラリズムとして評価している。彼女に

よれば、「リベラリズムの基本的な概念である、公的領域と私的領域との区別、法の前でのあらゆる宗教宗派さらには宗教批判に対する平等性は、欧州において宗教的多様性が衝突する際に用いられる紛争解決の枠組みである」(LaBorde 2005)。このモデルは市民であることと信仰者であることを両立させるのだ。

ムスリムはこのモデルにおいてどのように<対立>するといわれるのだろうか。本稿では市民の信仰を規律する原理としてのライシテの二つの法律学的特徴①国家の宗教的中立性による市民の宗教実践の権利保障(本稿では「公的領域での市民の平等性(中立性による権利保障)」と呼ぶ)、②市民の宗教的屬性への国家の非関与(本稿では「市民のエスニックブラインドネス(分離)」と呼ぶ)に注目する。その上で統合政策において、「ムスリム・アイデンティティ」の何が(どのような行動、発言が)、共和国モデル、特にそのライシテと<対立>し、「統合」の「障害」とみなされ、どのような解決策が提示されるのかについての認識枠組みの変化を時系列的に明らかにする。その中で、イスラームの下での「男性による女性の抑圧」を理由とした、個人の内面の管理が必要とされた過程を検討する。具体的な対象としては、政府の常設諮問機関である「統合高等審議会 HCI」の 2012 年の活動停止までの報告書を扱う⁽¹⁾。

以下の順番で検討する。まず、本稿のアプローチを先行研究の中で位置づける。その上で、ムスリム系マイノリティのムスリム・アイデンティティが「統合」の問題とされることで HCI が成立する過程を確認する。つぎに、ムスリム・アイデンティティの報告書での描かれ方をめぐって、「男性による女性の抑圧」という点に注目して、二つの時期に区別して検討する。第一は、HCI がムスリム系マイノリティの社会的排除や差別経験をかれらの「統合」の主たる「障害」とであると認識していた 2002 年までの時期である。第二は、2002 年の大統領選において、ムスリム排斥を掲げていた極右政党の国民戦線党首が決選投票に残り、ムスリム・アイデンティティが「統合」の主たる「障害」とであると認識されていく時期である。

その上で、現在、市民としてその宗教的屬性をどのように扱うことが求められているのかを検討する。

1. フランスにおける市民・アイデンティティとムスリム・アイデンティティの問題化

1) 共和国モデルをめぐる先行研究と本稿の位置付け

これまで移民出身者を対象とした欧州各国の政策のあり方を説明する際には、受入国の国籍法(出生地主義を認めるかどうか)や国家と教会の関係から背後にある各国の政治共同体構成原理をモデル化する議論が中心になってきた(Favell 1998)。このモデルにおいてはしばしば政教関係に注目する中でフランスの「共和国モデル」に対して、宗教団体への公的補助金支出が可能なオランダや英国の「多文化主義モデル」が対峙される。

しかしこのモデル論には様々な批判がある。まず、時代ごとのモデルの動態を認識することができず、また、国籍法や政教関係の法から導きだされるモデルが政策分野全般の説明について妥当する訳ではない、という批判がある。これに対してネイションモデルのリベラルな市民統合モデルへの収斂を語る批判も存在する(Joppke 2007)。また、現在では、受け入れについて入国管理や社会福祉などの分野ごとの論理の自律性を考慮し、多様な分野・基準毎に移民出身者の受け入れを論じることで、ネイションモデルによる静態的な把握を避けようとする批判もある(Howard 2009)。

しかし、フランスの事例を検討すると、政策決定ならびにその反対運動においても、モデル自体の動態や政策分野ごとの妥当性の強弱に関わらず、ネイションモデルとして提示される「共和国モデル」が執拗に政策全般について参照されることに気づく(Bertossi 2011, 2013)。そこで本稿では「共和国モデル」を、その実際に関わらず、静態的で多様な政策に常に妥当するものとして提示される言説と仮定する。その上で、このモデルによって正当化される統合政策がどのように変容するのかを、ライシテの法律学的特徴である①公的

領域での市民の平等性（中立性による権利保障）及び②市民のエスニックブラインドネス（分離）に注目して検討し、一貫性の下に主張されるモデルが実際にはどのように変容するのかを明らかにする。

統合政策の認識枠組みを規定するのは、法と専門家集団である法律家による法解釈である。しかしながら、法の文言と法律家の解釈だけを追っていると法解釈の急激な変化やさらには新たな立法の必要性が理解できないことがある。特に、ライシテに関して、「統合」の観点からムスリム・アイデンティティを念頭に、従来とは異なった法解釈が急に行われ、それを正当化するための立法措置が取られている。この法解釈の変更を促しているのが、議員や社会運動家をはじめとする非法律家を含んだ司法機関外での議論である。かれらが法律の意味内容を論じ、法律家の法解釈の不適切さを指摘し、解釈変更や立法を促していく。特に、非法律家の意見が反映された2000年代以降のイスラームをめぐる報告書の言説は大きな影響力をもった。この言説をライシテに関して「ライシテ・ナラティブ（ライシテの語り）」と法学者のフェラーリ（A. Ferrari）は呼ぶ（Ferrari 2009）。

具体的にはライシテをめぐる国の諮問委員会報告書や議会での審議の言説がこれに該当する。本稿で取りあげる HCI は首相の諮問機関として「統合」を論じるために立ち上げられた唯一の公的機関である⁽¹²⁾。そこでは、「統合」の観点から、特にライシテとムスリム・アイデンティティとの関係をめぐって言説が積み重ねられてきた。その報告書は常に、主題によって程度は異なるものの、議会はもちろん、メディアで大きく取り上げられた（Hajjat et Beaugé 2014）。さらに、法を解釈するだけではなく、法律家の解釈を批判し、立法の必要性を主張し、それが実際の法律家の法解釈の変更や立法行為に繋がることもあった。本稿では、HCI の全報告書を分析することで、ライシテ・ナラティブの観点からムスリム・アイデンティティの語られ方の変化を明らかにする。

これまで HCI の報告書の分析を行った先行研究としては Petek et Seksig（2011）の *Hommes &*

Migrations 特集号、Hajjat et Mohammed（2013）、Hajjat et Beaugé（2014）や中野（2015）がある。ただし、特集号は特定のテーマや HCI の現・旧委員の発言などを集めたもので、報告書全体を扱うものではない。後三者は共に HCI の全報告書を分析している。前者は報告書が「ムスリム問題（problème musulman）がどのように構築されていったのか」をその報告書作成者である HCI のメンバー構成の変化と照らし合わせながら論じている⁽¹³⁾。その中で多様なメンバー構成を通じて従来の左派右派といったイデオロギー対立を超えた「中立的な場」としてムスリム問題が構築された過程を論じる⁽¹⁴⁾。後者は、同じように報告書を扱いながらも、「ムスリム問題」に注目するのではなく、「統合」の仕組みが HCI が当初論じていた「移民の文化とフランスの相互交流的なもの」から「移民に一方的なフランスへの同化を求めるもの」へと変容していく過程を明らかにしている。本稿は、両研究と報告書の分析という対象において同じだが、両研究と異なり、リベラリズムにおける市民と信仰者との関係変容を明らかにする。具体的には、ライシテの法律学的特徴を基準として、報告書においてムスリム・アイデンティティが「統合」における「障害」とされる過程を、「男性による女性の抑圧」を理由とした問題化の展開に注目して分析する。

2) 移民からムスリムへ

フランスにおいてムスリム系マイノリティは、現在に至るまで、社会経済的に周縁化され、差別を特に経験するマイノリティとなっている。かれらはフランス人平均よりも2倍から3倍と貧困率や失業率が極端に高く、学歴も低く、貧困者集住地区に居住する傾向がある。その差別経験は平均よりも3倍高い（宮島 2009）。2010年のフランス国立統計経済研究所（INSEE）の調査でも EU 域外生まれの「移民出自の者（descendant direct des immigrés）」の失業率は、その学業水準に関わらず、移民でも移民出自の者でもないフランス人より2.5倍程高い。その中でも25-28%と失業率が高いのはマグレブ移民出自の者である（INSEE 2012:

186)。学歴については、初等教育よりも上位の学歴をもたないのは移民ではない場合 15%、移民出自の者でもない場合は 13%であるのに対してマグレブ移民は 39-46%、マグレブ移民出自の者は 17-27%が該当する (ibid:164-167)。

したがって、ムスリム系マイノリティにどのように平等を保障していくのかということがかれらの定住以来常に大きな政策課題となっている。しかしながら、かれらは常に「ムスリム」として「統合」政策の観点から困難を抱えているとみなされていたわけではない。

現在フランスに多くのムスリム系マイノリティが定住するのは、1974年までに単身の男性労働者として入国し、帰国を予定していたかれらが石油危機後、移民の入国停止を背景に定住を選択した結果である。かれらは定住と共に出身国から家族を呼び寄せる。1970年代、かれらはまず労働者として見られており、そのムスリム・アイデンティティが問題となることはなかった。時には労働効率をあげるのではないかと考えられ、工場内に私企業が礼拝所を用意することすらあった (Arkoun 2006)。

1981年にリヨン東部の郊外でムスリム系マイノリティの移民二世世代が関与した暴力事件がメディアで大きく取り上げられ、成立したばかりのミッテラン (F. Mitterand) 社会党政権は対応を迫られる。この事件をきっかけに、脱工業化の中で、その多くが「低所得者向け団地 (cité)」の集中する郊外に居住する、長期の失業状態にあり、学業に失敗し、時として暴力的な存在として描かれるムスリム系マイノリティの移民二世世代が、政治的社会的に「統合」の観点から大きく注目された。

二世世代はこの時点では「ムスリム」と見なされて「統合」の困難さが議論されたわけではなかったし、実際、かれらの多くも自らをムスリムであると主張することもなかった。当時、二世世代は自らを「ブール (beur アラブの意味)」であると定義し、法の下での平等を求めた非宗教的な公民主義運動を行っていた (Wenden et Reveau 2005)。当時メディアで大きく取り上げられたのが、人種主義を批判する SOS Racisme や外国人の政治参加

を訴えた France Plus をはじめとする大規模な全国運動の団体である。これらの団体は社会党の支援のもとで設立され、公的補助金によって支えられた。

しかし、ムスリム系マイノリティの排斥を主張する極右政党「国民戦線 (Front National)」の 1983年地方選における勝利、アルジェリアにおけるイスラーム政治運動の拡大といったものを背景に、1980年代後半には、ムスリム系マイノリティの移民二世世代がもつと想定されるムスリム・アイデンティティがフランス市民 (国民) になる際の「障害」として右派を中心に議論されるようになる。議論はこのムスリム・アイデンティティを念頭に、出生地主義によるフランス国籍の自動取得の是非をめぐる行われた。右派は、出生地主義のために、「フランスの価値」を内面化しないままに国籍上のみフランス市民になる、いわゆる「ペーパーフランス人」が存在するとして出生地主義の変更を主張する。

出生地主義の是非はその後も大きな争点となる。1986年の国政選挙で右派のシラク (J. Chirac) 政権が成立するとミッテラン大統領の下での保革共存政権が 1988年まで続く。シラク首相は、国籍の自動取得を廃止し、当事者の意思表示を要求するように国籍法を改正しようとする。この法案は結局撤回されるが、市民・アイデンティティと特にムスリム系マイノリティを念頭においた移民出身者の帰属意識をめぐる争いは継続する。結局、その判断は専門家に委ねられることになる。1987年6月22日からフランスの識者を集めた「賢人委員会 (commission des sages)」が成立する。この委員会をまとめるのはミッテラン大統領とシラク首相が中立性を念頭に合意して選ばれたロン (M. Long) である。彼は高級官僚出身で最上級の行政裁判所である國務院 (Conseil d'Etat) の副責任者を務めていた。彼は広く一般の意見を集め、その議論はテレビ放映などメディアで大きく取り上げられる。賢人委員会は翌年、報告書『今、フランス人であるということ』(Long 1988a, b) を首相に提出する。

この報告書の中で、国籍取得は単に生活の便宜

のために取得されるものではなく、「ネーション（国民＝市民共同体）」概念と結びついている必要があるとされる（Long 1988b:82）。このフランスの「ネーションの統一性（*intégralité*）」がムスリム系マイノリティのムスリム・アイデンティティという「他者性（*alterité*）」によって揺さぶられている（Long 1988a:135, 1988b:48, 86, 87）。そしてフランスのネーションへの帰属意識が強ければ強いほど「統合」は容易になる（Long 1988a:87）。そこで、ナショナル・アイデンティティをより強固なものとしなければならないことが主張された（Long 1988b:85-89）。報告書はナショナル・アイデンティティを支える基本的価値としてライシテをあげている（Long 1988a:135）。この時、ライシテはイスラームに関して代表機関の設立を促し、行政が信仰の自由の保障をはかるために援用された。すなわちライシテはその法律学的特徴から①公的領域での市民の平等性（中立性による権利保障）、②市民のエスニックブラインドネス（分離）として理解された。

以上の理解をふまえて、ムスリム系マイノリティがライシテを拒否し、出身国のイスラーム政治運動のようにフランスでイスラームに基づく政治を要求する可能性が警戒された（Long 1988b:48）。しかしながら報告書は直ちにムスリムの統合不可能性を主張することはない。識者によれば、ムスリム・アイデンティティがフランスの基本的価値と相容れないとしても、問題はない。というのは、多くのムスリム系マイノリティは出身国のようなムスリム・アイデンティティを維持していないと考えられたからである（Hajjat et Beaugé 2014）。

こうした認識は当時の統計からも確認されている。国立人口統計研究所（INED）が1992年に幾つかの限界を抱えながらも例外的にエスニックな属性に注目した調査を行っている。その調査によれば、アルジェリア移民の29%が定期的に宗教実践（礼拝など）に参加している。他方、第二世代になると男性で10%、女性で18%しか参加していない（Tribalat 1995:94-97）。その宗教実践の割合はカトリックなどの他の宗教宗派の信徒の実践率

とあまり変わらない。その意味で、当時の研究者達はイスラームにも他の宗教宗派と同じような世俗化や個人化の傾向を見ていた（Tribalat 1995:105）。

このようにイスラームがライシテといったフランスの価値との対立関係を疑われるようになるが、ムスリム系マイノリティの移民第二世代はフランスでの生活を通じてそのムスリム・アイデンティティを失っていくと考えられていた。しかし、実際には1980年代末から第二世代のうちでムスリム・アイデンティティを表明する者達が目立つようになっていた（Kepel 1989）。そして1989年には「スカーフ事件」が起き、同年、この事件を背景としてHCIが設立される。

2. HCI 1989-2002年：社会経済的要因の重視とライシテの法律学的特徴の遵守

1) HCI 成立の背景としてのスカーフ事件

1989年9月、パリ郊外の公立中学校（コレージュ）で3人のムスリム系マイノリティの女子生徒が、イスラームのスカーフを着用して授業を受けようとした。彼女達の行動はライシテに反すると考えた教師らはこれを阻止しようとした。この出来事は「スカーフ事件」と呼ばれ、メディアで大きく取り上げられる。10月末までこの事件は、「イスラーム過激派（*intégrisme*）」や、国民の単一不可分性との対立の観点から論じられたが、「男性による女性の抑圧」の問題とは見られなかった（Rochefort 2002）。

しかし、ある雑誌の記事が状況を一変させる。賢人委員会でも発言していた、哲学者のフィンケルクロート（A. Finkilerkraut）、ドゥブレ（R. Debray）、歴史家のバダンテール（E. Badenter）をはじめとして、左派系の知識人達は左派系週刊誌『ヌーベルオブセルバトゥール（*Nouvel Observateur*）（1989年11月2・8日号）』で論陣をはる。かれらは教師達に「教師達よ、降伏するのをやめよう」と呼びかけるのだ。かれらは事件を、公立学校という普遍主義的な公的領域を維持するためにスカーフ着用を認めない「共和主義（*Républicanisme*）」と、

公立学校におけるスカーフ着用によってイスラームという私的属性、すなわち特殊性をライシテに反して公的領域に持ち込むことで共和主義を侵す「共同体主義 (Communautarisme)」との対立として捉え、共和主義の擁護を唱えた。かれらの意見はメディア、政界を巻き込んで大きな議論を呼び、市民と信仰者との境界線の問題として論じられることになる。かれらにとって公立学校は公的領域と重ねられ、その職員であると利用者であることを問わず、一切の私的属性の表明が禁じられる場として認識されている。この時点でイスラームの下での「男性による女性の抑圧」という論点が、特にバダンテールによって提起される。

公立学校におけるライシテの適用に関して、当時のミッテラン大統領の左派政権内ではすでに意見が分かっていた。左派政権は、さらなる内部亀裂をもたらすことを避け、専門機関に判断を委ねることになる。ジョスパン (L. Jospin) 国民教育大臣は1989年11月に、最高行政裁判所の機能をもつ「国務院 (Conseil d'Etat)」に、公立学校での生徒のスカーフ着用の可否について諮問するのだ。

国務院の意見によれば、ライシテの法律学的特徴から、①公立学校でライシテが要求されるのは教育する側であり、生徒ではない。②ただし、生徒による宗教的属性の説明・表示は公役務である教科の実施、出席義務に支障を与えるもの（たとえば宣教的 (prosélyte)）であってはならない。さらに、③どのような宗教的標章が宣教的であるのかの判断は各校長にゆだねられ、学校間の不一致に関しては国民教育大臣が指針を示す、ということであった。つまり、問題解決にあたってはできる限り、具体的な事例に即して解決しようとしているといえる。

国務院の意見を受けて、ジョスパン国民教育大臣は1989年12月12日に「通達 (Circulaire)」を出したが、1993年、1994年にまた生徒のイスラームのスカーフ着用が問題化すると、バイルー (F. Bayrou) 国民教育大臣は再び通達を出した。1989年の通達は、国務院の意見をふまえて、具体的な対応として②の場合には生徒との対話によってま

ずは解決を図ることを指示した。1994年9月20日の通達には、スカーフが禁じられる誇示的標章であることを示唆するようなニュアンスはあるものの、同様に通達は国務院の意見を尊重している。

国務院はスカーフ着用が実際に女性の権利を制限するのかどうか、スカーフ着用の意味については論じなかった。つまりライシテの法律学的特徴に従って、公立学校の教職員に①公的領域での市民の平等性 (中立性による権利保障)、②市民のエスニックブラインドネス (分離) は要求されるのであり、その利用者たる生徒には求められないのである。この理解では公的領域は公立学校での教育であり、その教職員にライシテは課されるものとして理解される。スカーフ事件をめぐってムスリム系マイノリティの「統合」が問題化する中で、1989年12月にHCIが常設諮問機関として設立される⁽¹⁵⁾。その初代議長は賢人委員会委員長だったロンが務める。

2) 法律学的特徴に基づく共和国モデルの定義と社会経済的要因の重視

HCIは移民に限らず統合問題一般を扱う機関であるが⁽¹⁶⁾、スカーフ事件などを背景としたその設立経緯からも、実際にはその中心的対象は「ムスリム系マイノリティ」である。アジア系やヨーロッパ系についてはその比較対象として副次的に言及されるに過ぎない。また宗教宗派として取り上げられるのも主としてイスラームであり、比較するとカトリックや仏教への言及は極めて少ない。

また、HCIの報告書は、専門家の知見をもって首相の諮問に答えることを目的とするが、政策上の緊急課題に具体的な解決策を提案することが求められていたわけではない。むしろ、緊急性に左右されない、中立的な知見の提供が目的とされていた。そのために報告書は常に、扱われる主題についての分析とそれを裏付ける統計資料、さらには専門家個別の報告によって構成される。報告書は一冊あたり100ページから200ページを超えるものまでである。HCIは、こうした自らの仕事を市民社会に適切な知識を提供する「根気のいる仕事」として位置づけている (HCI 1991:8)。

1991年から2002年までに刊行された11冊の報告書の主題は「統合」の「障害」に注目すると、次の3つに区別することができる。まず、①「統合」のあり方一般について、次に②移民の社会経済的要因や差別が「統合」の主たる「障害」となっていることについて、最後に③文化的要因が「統合」の主たる「障害」となっていることについて、である。

①の報告書として4冊、『統合のフランスモデルのために』(1991)、『統合の法的文化的諸条件』(1992a)、『フランス的統合』(1993a)、『統合のいくつもの道筋』(2002)がある。また、②の報告書として5冊、『移住と統合を知る』(1992b, 1993b)、『外国人と雇用』(1993c)、『社会的紐帯の衰弱、個別主義への自閉、団地での統合』(1997)、『差別との闘い』(1998)がある。そして、③の報告書として2冊、『文化的紐帯と統合』(1995)、『共和国におけるイスラーム』(2001)がある⁽¹⁷⁾。

HCIは、報告書の中で「統合」の対象は「移民(外国人として外国で生まれフランスに移住する人)」(HCI 1991:15)に限らず、社会経済的に排除されている人々一般であること、ただし、移民を特に対象とすると述べる。報告書では「統合」の度合いを確認するための、雇用状況や学歴、居住状況などの統計の必要性が論じられた。そして、移民が他のフランス人と同じような市民になる過程(統合)を、国籍取得にとどまらず、かれらが他のフランス人と同じような公教育を通じた能力に従った職業につき、社会的地位を占めること、その意味で社会経済的にはフランス人平均と同じような学歴、失業率になることとして理解している(HCI 1991:18, 39-44)。

たしかに、③の2冊はそれ以外の報告書と比較すると、ムスリム系マイノリティの文化(出身国の伝統、イスラーム、郊外の文化)を特に、扱っている点で異質である。ただし、これらの文化がそれ自体として「統合」を不可能にするものとは考えられていない。かれらムスリム系マイノリティにイスラーム過激派への参加を促すなど、文化的要因を「統合」の「障害」として機能させているのはむしろ、社会経済的排除や差別だと主張

する。そして、この文化的要因の中で「イスラーム」は、移民の「統合」を考える際の重要な概念として注目される。

そもそも「統合」とはHCIにとって何を意味するのだろうか。HCIはその最初の報告書『統合のフランスモデルのために』(HCI 1991:52)の中で、「統合(Intégration)」を定義している。HCIによればフランスの「統合」はその国民国家としての法的構造に基礎を置く。その構造とはフランスは国民国家として主権の行使において単一で不可分であり、ライシテに基づく共和国である、という法的規定である。したがって、フランスは「特定のマイノリティに特定の権利を保障する論理」ではなく、その属性にかかわらず平等に権利を保障する「平等の論理」に従う(HCI 1991:19)。つまり、エスニックな共同体の存在を国民国家内に法的に承認することはできない。このことが意味するのは、具体的な個人を市民として扱うべき公的領域においては、特定のエスニック集団固有の法律や政策をつくれず、マイノリティを特別に扱うことはできないということである。

したがって、「統合」は市民間のエスニックな属性による相違ではなく、抽象的な個人としての「相似と一致」(HCI 1991:18)によるのだ。この観点から「個人の選択によってネイションへ帰属する」=「国籍を取得する」という考え方が擁護され、そのエスニックな属性に依拠しなくても国籍を取得できる手段として国籍法における出生地主義の維持が評価されている(HCI 1991:53)。

ただし、移民のエスニックな属性は市民としては公的領域において考慮されないとしても、市民社会としての私的領域においては歓迎される(HCI 1992a:7)⁽¹⁸⁾。というのは、「統合」は「文化的、社会的、道徳的特殊性の存続を受け入れ、社会全体が多様性、複雑性によって豊かになることを真実と考え、多様で異なった要素から構成されるナショナルな社会への積極的な参加を引き起こすような過程である」(HCI 1991:18)からである。したがって、「統合」は移民がその<出身国文化>を失うのではなく、尊重し、移民が積極的に既存のナショナルな市民社会に参加することを通

じて、市民社会自体に差異をもたらしていく過程として認識されていた。またその際に、文化は本質主義的な不変なものではなく変容するものとして認識されていた。

この統合概念において、①公的領域での市民の平等性（中立性による権利保障）によって文化は尊重され、②市民のエスニックブラインドネス（分離）は維持されるというライシテの法律学的特徴は遵守されたといえる。以下では「統合」をめぐる文化的要因に言及する報告書の中で、「イスラーム」のために「統合」が困難とされる経緯を明らかにする。

3) 出身国の伝統によって男性に監視されるムスリム系マイノリティの女性という二項対立の形成

HCI は、<出身国文化>に移民出身者が愛着をもつのは当然であり、この文化を共和国モデルに反しない限りで評価するべきであると考えている（HCI 1995:19）。HCI は、移民の文化的紐帯について論じる『文化的紐帯と統合』（1995）の中で、受入国でムスリム系マイノリティの若者が受け取る文化として、<学校を通じた文化>、<テレビを通じた文化>、<郊外団地での生活で身につける文化>の3つをあげている（HCI 1995:18）⁽¹⁹⁾。これらの文化が若者にとっての支配的文化である。ただし、<出身国文化>は完全になくなるわけではない。<出身国文化>として、HCI は「男性-女性」関係と「イスラーム」の2つを区別して考察している（HCI 1995:18）。

<出身国文化>の中で、容易に伝達されるのが「男性-女性」関係である。「母親に大事にされる少年は早々に自分の場所を公共空間の中で占めることになるが、少女は私的空間の中、服従関係の中に囲い込まれる」（HCI 1995:18）。そして、「移民の少年達は、出身国文化の産物である、この不平等な関係を自然と再生産しようとする」（HCI 1995:18）。こうした傾向は特にマグレブ移民出身者に強いという。「少女達は家庭の中で価値ある地位を与えられず、伝統的に家にとどまり、（家族の：筆者注）男性達によって監視される」（HCI

1995:55）。

しかし、このことは「統合」において悪い影響ばかりではない。少女達は監視される中で、うまくいく場合には学業に熱心になり、麻薬などの薬物依存症など、郊外の危険な要因から身を守ることができるからである。報告書は「Mobilité Géographique et Insertion Sociale: 出身階層調査（MGIS 調査）」を引用しながら、アルジェリア移民出身の少女達を例に、彼女達がフランス全体の少女の平均を超えないまでも、アルジェリア移民出身の少年達と比べたときに圧倒的に学業成績がよく、高等教育まで進んでいることに注意を促す（HCI 1995:62）。したがって、報告書は、家族による監視が少女の自律を妨げることを警戒すると同時に、監視が厳しい生活環境が学業達成に貢献するなど、肯定的な役割ももつことに注目し、家族の監視について一方的に否定的な態度はとらない（HCI 1995:62）。

とはいえ、アルジェリア移民出身の少女が学業終了後に直ちに就職することができないと、結局、家庭にとどまらざるを得ず、配偶者の選択などにおいて男性の監視下におかれることをHCI は「統合」の深刻な「障害」と見なしている⁽²⁰⁾。もちろん、学業成績の優れていない少年も職業的な（経済的な）自立ができない。そのために家庭にとどまらざるを得ず「自分の姉妹を支配すると同時に、家庭を築くような年齢の少女達にほとんど顧みられないことにフラストレーションを感じている」（HCI 1995:63）。そこで、HCI によれば、ムスリム系マイノリティの女性、男性ともに重要なのは学業における「統合」に加えて職業による自立した生活の保障であるとしている（HCI 1995:63）。

「統合」の観点からはムスリム系マイノリティの<出身国文化>についての政策的対応は必要ないのだろうか。HCI は男女平等の観点から、フランスで認められない行動として以下のものをあげている。①女子割礼、②強制婚、③女性の家庭への封じ込め、④男性からの一方的な離縁、⑤義務教育課程にある少女を学校に行かせないこと、である（HCI 1995:23）。ただし、こうした取り除かれるべき行動の多くはすでに統合政策として取り組まれるまでもなく、フランスの法律で禁じられ

ている (HCI 1995:38)。同時に定住が進む中で移民も文化変容とともにこうした行動を失っていくと考えられている (HCI 1995:35)。そして男女の不平等はしばしばイスラームの特徴とされるが、むしろ「地中海アラブ地方の伝統」として考えるべきではないかと述べる (HCI 1995:46)。

「男性による女性の抑圧」、そしてその女性に対して「統合」の観点から支援すべきフランスという構図は成立している。ただし、「男性による女性の抑圧」はイスラームと区別されて、出身国の伝統と結びつけられている。したがって市民と信仰者の関係を規律するライシテの観点からは問題とされない。

4) 穏健なイスラームと過激派の区別とライシテの法律学的特徴遵守の主張

「統合」においてマグレブ移民の出身国の伝統が男女平等の観点から「障害」になりうる側面が指摘されたが、イスラームはどのような点で「障害」になるのだろうか。報告書によれば、ムスリム系マイノリティの若者達にとってイスラームは「もっともはっきりした、またかれらをまとめるような出身国と結びついたアイデンティティ (facteur le plus claire et le plus fédérateur de l'identification à la culture d'origine)」となっている。かれらのイスラームに対する関係は「宗教儀式上というよりは文化的なものなのだ」(HCI 1995:34)。かれらは、文化的には出身国への忠誠心 (fidélité) を疑われるのではないかと常に怖れている (HCI 1995:29)。しかし、かれらのイスラームへの関係は出身国への愛着だけではない。かれらがイスラームに惹かれるのは、フランスにおいてかれらが十分に受け入れられているという感覚をもてないからである。かれらは第一言語としてのフランス語など、文化的には「統合」されているにもかかわらず、社会経済的排除を経験する (HCI 1997:19-27, HCI 2001:78)。

「大多数は『統合』を望んでいる」にもかかわらず、「現在の(統合の)困難は何よりも経済的危機の産物である。この危機によって伝統的ないくつかの枠組みがもはや機能していない」、「労働組

合や労働者階級は脆弱化し、雇用の見通しは暗く、家族はしばしば不在で、学校は単独では社会のあらゆる亀裂を埋めることはできない」(HCI 1995:29)。かれらが経験する長期的失業やムスリムと見なされることでの差別や家族で語られる植民地時代の記憶などがかれらをイスラームに向かわせるのである (HCI 1998:53)。こうした HCI の認識には、出身国の伝統としてのイスラームを出身国と同じようにムスリム系マイノリティがフランスでも実践するという視点はない。かれらのイスラームは相互作用の中で変容しうるものとされている。

そして、イスラームの信仰自体が「統合」の「障害」になるとは HCI は考えない。イスラームには「(ライシテの下で:筆者注)十分にその実践が可能なイスラーム」と、「紛争の原因にならざるを得ないようなイスラーム」の二種類のイスラームが存在する (HCI 1995:29)。後者は、出身国や諸外国の影響を強く受けているために、法制度をはじめイスラーム諸国と大きく異なるフランスでは実践が困難である。そして、移民の出身国の資金によって設置される礼拝所や配置されるイマーム (礼拝の際の教導者) は、出身国で実践されているイスラームをフランス国内でも普及しようとしている。そのために、出身国でのイスラームをめぐる対立がフランス国内に持ち込まれる危険性があり、警戒する必要がある (HCI 1992a:46)。また、サウジアラビアをはじめとする諸外国の影響を受けるトランスナショナルな過激派に対しても断固たる態度を取るべきである。こうした出身国や諸外国からの影響にフランス国内のムスリムが巻き込まれないようにするためには、かれらの受け皿として、ライシテに基づいた穏健なイスラームを支援する必要がある (HCI 1995:39, HCI 1997:55, HCI 2001:62-66) 具体的には、行政は法に基づきながらムスリムに信仰の自由を保障するための手段をとることが提案される。

その際、カトリックなどと異なり、イスラームに代表組織がないことがライシテの保障する①公的領域での市民の平等性 (中立性による権利保障) の観点からは問題とされる。というのは、礼拝所

の提供など、信仰の自由と宗教実践の保障のために行政が介入するには、そもそも何が宗教儀式の実践であるかについて国家ではなく信仰者自身の要求が前提とされ、信仰者を代表する団体が国家と交渉するという形式をとる必要があるからである。したがって、カトリック教会のように中央集権的な組織構造をもっているとその代表性を特定することは容易であるが、イスラームのように中央集権的な構造が存在しない場合、国家はそもそもどの団体、個人と信仰の自由や宗教儀式の実践において交渉すべきなのかわからない。しかしながら「国家は宗教実践が尊重されるための闘いにより強力に取り組むべきなのである」(HCI 1998:64)。具体的には、外国の影響から自由なイマームの養成と、外国に依存しない国内のムスリム団体の連盟の成立が重要であると考えられている(HCI 2001:66-71)。

HCIによれば、過激派はフランスのイスラームの中できわめて周辺的な存在であるが、特に少女の公立学校におけるイスラームのスカーフ着用に関して過激派の関与が過剰にメディアに取り上げられてしまい、そのことでイスラームと「統合」との関係についての議論を二者択一を迫るものにしてしまう(HCI 1995:26)。したがって、イスラームのスカーフ着用やムスリムの信仰のための行動をテロリストの行動と重ねるような情報をながすメディアをHCIは批判する(HCI 1995:62, HCI 1998:65)。その上で、「宗教的標章の可視性が失われることは、ムスリムにとって、自分の言語や文化に対する抑圧としか捉えられないだろう」とムスリムに対して理解を示す(HCI 1995:39)。

HCIはムスリム・アイデンティティの表現に対して理解を示すが、これは「統合」の「平等の論理」を侵すものであってはならない。『差別との闘い』(HCI 1998)の中で、男女別の体育の時間の設定などは、認めるべきではないと主張する。それは「公共サービスの使用者間の平等に反する」(HCI 1998:61)からである。

HCIによる批判はムスリムにばかり向かうわけではない。批判は公的機関の職員にも向けられる(HCI 1998:63)。HCIによれば行政機関の職員が

頻繁にイスラームのスカーフを着用した女性に敵対的な態度を取ることや、さらには団体がムスリムによって運営されていると、その活動内容が補助金の対象となり支給が可能な場合にも補助金を拒否する場合があるという(HCI 1995:62)。こうしたムスリムに敵対的な行動を行政機関の職員は修正するべきであるとされる。また、ヒゲやスカーフの着用もしくはムスリム団体への帰属を同化の不足の根拠として帰化申請が却下された事例が言及される(HCI 1995:62)。HCIにとって、このような事例は宗教的实践を理由とした差別ということになる。その上で、パリ政治学院政治研究センター(CEVIPOF)の大規模な調査を援用しながら実際にはムスリム系マイノリティの同化の不足は認められないと結論づける(HCI 1998:67)。

では問題となってきたスカーフ事件についてはどうだろうか。報告書『共和国におけるイスラーム』(HCI 2001)は一冊全てがイスラームについて検討している報告書である。この中でスカーフ事件について強調されるのは、公立学校における女子生徒のスカーフ着用自体は幾つかの条件はあるものの、基本的にライシテと矛盾しないという解釈である。つまり、スカーフ事件における女子生徒の公立学校からの排除は、「統合」の「平等の論理」に反するという理解である。まず、スカーフ事件において女子生徒を公立学校で受け入れないことは、彼女達をさらに個別主義の中に閉じ込めることになる(HCI 2001:6)。さらに、男子はどのような服装をしていても排除されないこと、国務院の判断に反すること、という意味で二重の差別になると警告する(HCI 1998:77, HCI 2001:7)。

ライシテの観点からは法律学的特徴が遵守されたといえる。つまり、①公的領域での市民の平等性(中立性による権利保障)によってムスリム・アイデンティティは尊重されるべきであり、ムスリムだけに特別な制限をかけることはできない。また、②市民のエスニックブラインドネス(分離)の観点からすれば、スカーフ着用の意味を、つまり宗教宗派の意味を国家は決定するべきではない。国家にとって市民はエスニックブラインドに扱われるべきなのだ。

小括

2002年までの報告書の内容をどのように考えることができるだろうか。ムスリム系マイノリティを「ほかのフランス人と同じように」市民として「統合」するために、報告書はかれらの社会経済的排除や差別の深刻さを重視する。そこからイスラームの過激派への参加やイスラームを理由とする激しい差別といったものは、背景としての社会経済的要因があり、文化的要因だけの問題ではないという認識が生じる。こうした排除についての知見は、1990年代から精緻化されていく統計のデータや、さらには特にイスラームの状況については、著名な社会科学者の分析によって確認される⁽²¹⁾。ここでは、「男性による女性の抑圧」は、イスラームという信仰ではなく、これと区別された出身国の伝統と結びつけられる。ただし、この伝統が「統合」の「障害」と断定されることはない。

つまり、ライシテの法律学的特徴は以下のように解釈された。①公的領域での市民の平等性（中立性による権利保障）によってムスリム系マイノリティの文化は尊重されるべきである。現在のムスリムの多くは1970年代初頭までに入国したマグレブ移民出身者が中心であり、カトリックやプロテスタント、ユダヤ教徒などの古くから定住している信仰者に比べて、礼拝所の確保など信仰の実践において困難を抱えている。したがって、イスラームの信仰と宗教実践が他の宗教と平等に可能になるように行政は介入すべきなのだ。その上で特にムスリムに対する差別は批判され、イスラームのスカーフ着用は認められる。つまり、②市民のエスニックブラインドネス（分離）が維持される。こうしたHCIの方向性は2002年から大きく変容する。

3. HCI 2002-2013年：文化的要因の重視とライシテの法律学的特徴への批判

1) 2002年からの報告書の背景としてのスカーフ・ブルカ問題

2002年は大統領選が行われ、これまで主要政党

とは考えられていなかった極右政党の「国民戦線」候補者が第2位につけるなど、その影響力を發揮し始める時期である。移民排斥や反イスラームを争点とすることで影響力を拡大する極右政党を意識して、以降、左派も右派も移民を巡る争点をより明確に政策課題としていく。こうした状況を背景に、HCI自体のメンバーもかつてのような高級官僚や研究者などの、専門性を評価した登用から、社会運動家や学校教員などの当事者としての経験を評価した登用へと変容する(Hajjat et Beaugé 2014)。

この時期のHCIは、それまでの①文化的要因以上に社会経済的要因を重視し、②反差別の下でイスラームなどの移民の<出身国文化>を尊重するアプローチを批判する(HCI 2004a:23)。実際、「統合」のあり方においては、報告書の中で、英国やオランダ、さらにはドイツでの首脳による多文化主義政策の失敗に関するような言説が引用されながら、フランスの文化やアイデンティティを重視する必要性が強調される(HCI 2012e:44)。

このような状況の中、2004年3月15日には、「公立学校において誇示的な宗教的標章の着用を禁じる法」、具体的にイスラームのスカーフ着用を念頭においているために「スカーフ禁止法」と一般に呼ばれる法律が成立し、公立学校において宗教的標章を身につけることが禁じられる。まさに2002年まで繰り返された、①女子生徒のスカーフ着用自体はライシテに反しないということ、さらに②学校からの排除はむしろ「統合」にとってマイナスの効果をもつといった理解は否定される。

生徒の教育において、家庭での<出身国文化>の継受とフランスの基本的価値の教え込みが結びつく学校という場合は、これまで両者の調整機能を果たす場と考えられてきた。しかし、2002年以降は、「(男性による：筆者注)少女達の苦しみに耳をふさいだままではいけない」と考えて、方向転換するのである(Stasi 2003:58)。学校は、<出身国文化>に対抗するものとしてフランスの基本的価値、フランスの文化を実体的に定義し教え込む場となる。

そして、女性の宗教的標章(イスラームのスカー

フやブルカ) に関して法的判断が積み重ねられ、立法化が進む。これまでライシテの下にその表現が認められてきたが、今度はライシテの名の下にその表現を制限することが政治家やメディアによって主張されるようになる⁽²²⁾。2008年にはフランス人と婚姻し、子供をもうけ、フランス語でのコミュニケーションにも支障のないモロッコ国籍女性の帰化申請がブルカの着用を理由として却下されたと大きくメディアで報じられる(中島2010)。

この帰化の却下を受けて国民議会ではブルカの着用を一般に禁止するべきかどうかについての調査委員会が構成された。共産党のジェラン(A. Gerin) 国民議会議員がその代表を務めた。委員会は法律による禁止を提案し、2010年10月11日には「公共空間において顔を隠すことを禁じる法律」、いわゆる「ブルカ禁止法」が成立する。この法律は公立学校ではなく、公道でのブルカ着用を禁じる。

この時期にはかつてはムスリム系マイノリティに好意的であった左派も右派と同じようにイスラームに対して批判的な立場をとることで一致する(Hajjat et Mohammed 2013:135-186)。また、2008年からはじまった、いわゆる「バビールー(Baby Loup 狼の赤ちゃん)」保育所事件は、2014年まで裁判で争われることになる(中島2010)。この事件では、私立の保育所のスカーフを着用した職員を保育所の就業規則に、私企業には適用されないはずのライシテ遵守義務を組み込むことで解雇することが可能かどうかが問われた。

2) 法律学的特徴に基づく共和国モデルの批判と文化的要因の重視

この10年間に刊行された報告書は20冊であり、以前の13年間で11冊だったことを考えれば、冊数の増加はもちろん、刊行のペースが上がっていることがわかる。さらに、報告書の主題に注目すると、HCIの関心が大きく変容したことがわかる。①「統合」のあり方一般について論じた報告書が、7冊(2002年以前は4冊)ある。『契約と統合』(2004a)、『ヨーロッパにおける様々な統合モデル

の比較分析』(2006a)、『2002年-2005年統合政策の総合評価』(2006b)、『多様性と政治的代表』(2007b)、『統合政策に奉仕して20年:1990-2010』(2010)、『フランスはまだ移民を統合できるのか』(2011c, 2011d)であり、そのうちの2つはこれまでの統合政策を振り返る評価の報告書になっている。②移民の社会経済的要因や差別が「統合」の主たる「障害」となっていることについての報告書は、4冊(以前は5冊)ある。『年配の移民労働者の社会的条件』(2004b)、『移民出自の人々の住居に関する意見』(2008)、『統合に成功するために結社に働きかける』(2012c)、『低雇用経済の下での統合』(2012d)である。そして、③文化的要因が「統合」の主たる「障害」となっていることについての報告書が、9冊(以前は2冊)ある。『テレビにおける文化的多様性と共通性』(2004c)、『公共サービス機関におけるライシテ憲章』(2007a)、『共和国の諸価値を知らしめる』(2009)、『学校における統合の課題』(2011a)、『企業における宗教的中立性』(2011b)、『企業内での宗教的表現とライシテ』(2012a)、『公職におけるライシテ』(2012b)、『一にして不可分の共和国の開かれた文化』(2012e)、『学校におけるライシテの教育法』(2013)である。

2002年以降は20冊中9冊が文化的要因を扱っており、社会経済的要因を扱う報告書が4冊であることを考えれば、明らかに社会経済的要因よりも文化的要因にHCIの関心が向けられていることがわかる。さらに、ライシテを主題とした報告書が4冊⁽²³⁾(以前はゼロ)あることを考えると特にライシテが大きな争点になっていることが確認できる。これら4冊はどれも憲章作成をはじめ、具体的な立法・政策提案を行っている。

2002年以降のHCIの報告書の変化を考える際に重要なのが「統合」における「契約」概念の導入である。2001年にオランダやカナダ・ケベックの事例をもとに既に提案された、「個人統合契約(contrat individuel d'intégration)」が再び注目される。

「個人統合契約」は2003年より「受け入れ統合契約(contrat de l'accueil et de l'intégration)」と

して具体化する。国家は移民の「統合」を促進するための語学講習・公民講習を提供する責任を有し、署名者は講習受講の責任、国民共同体への「統合」に努める責任を有する（HCI 2004e:90; 中野 2015）。「本人の意思に基づく『契約』概念を持ち込むことで、移住した人が「統合」されるという段階的な発想から、「統合」される人が移住するという移住と「統合」の一体化が行われたのである。定住を望む新規移住者にはフランスへの「統合」を望む人しかいなくなり、少なくとも理論的には『統合問題』は解消される」（中野 2015）。その際、「社会経済的統合の促進によって文化的統合も進展する」という考え方を大きく変更し、『共通文化構築』を目指した『文化的統合』が政策対象とされるようになった」（中野 2015）。

かつての「移民の持ち込む文化的多様性によってフランスの文化をより多様なものとしていく」（HCI 1991:18）という相互変容的な視点は失われる。この時期にはむしろ、フランスの既存の文化のあり方に（それがどのようなものであるかは、常に「事後的に」構築されるのだが）移民が、さらにその多くがフランス国籍をもちフランスで生まれ育った二世世代が、あわせることが前提とされる。その中で HCI が 1998 年報告書でも主題とし、それ以降も「統合」の「障害」として強調した「差別」は重要性を失っていく。2004 年には HCI は「すでに罪悪感と差別に注目した政策から抜け出さなければならない」と「差別との闘い」の方向性を否定する（HCI 2004:120）。

フランスの文化を「統合」の前提として実体化することで、ライシテの法律学的特徴は軽視される。①公的領域での市民の平等性（中立性による権利保障）はその市民の属性が従来のフランス文化を構成するものなのかどうかによって保障の程度を変えてよいと考えられるようになる。つまり、ムスリムの権利はより少なく保障されるのだ。その上で②市民のエスニックブラインドネス（分離）は、従来のフランス文化を構成しない市民の属性に関しては否定するべきと考えられるようになる。つまりムスリム・アイデンティティは管理されるのだ。以下では「イスラーム」が「統合」の

「障害」とされる経緯を明らかにする。

3) 共和国の価値の実体化

「統合」に要求される「フランス文化」の中身はどのようなものだろうか。文化の中身をより明確に示すのが、『共和国の諸価値を知らしめる』（HCI 2009）である。報告書は、新規の移民受け入れのための「受け入れ統合契約」における「公民講習（formation civique）」を念頭に作成されたものである。とはいえ、その内容はすでに定住化している移民とその二世世代にも公教育などを通じて適用されるべきと強調する。HCI は適用範囲の拡大を提案するのだ。なぜ報告書はすでにフランスで社会化され、国籍上はフランス市民であるかれらに、移民と同じような問題を見たのだろうか。

背景として、HCI は 2001 年 10 月 6 日のフランス対アルジェリアのナショナルチームによるサッカーの試合に注目する。この試合は 1962 年のアルジェリア独立宣言以来初の公式試合であり、平和と和解の象徴と考えられていた。しかし、試合ではフランスチームに野次がとび、観衆がスタジアムに乱入して試合は中止されたのだ。

HCI は他にもサッカーの国際試合で 3 回、フランスに対する口笛による激しい野次のために国歌の演奏や斉唱が妨げられた点に言及する。（HCI 2009:58）。聴聞などの中で HCI は、野次を行ったのは平均すると 25 歳以下の二世世代であると述べる。さらに「4 回の内 3 回はフランスのナショナルチームと北アフリカのナショナルチームとの試合であった」（HCI 2009:72）。報告書によれば、こうした野次という（国歌への侮辱という形での）挑発を無視することはできない。この出来事は『『二級市民』と自らを考えて生活しているフランス国籍をもつ一部の若者達（ここではマグレブ移民二世世代：筆者注）の忠誠心に問題があること（question d'allégeance d'une part de la jeunesse française qui se vit comme «citoyens de seconde zone»）」を明らかにしているからである（HCI 2009:72）。

この出来事から HCI は、この若者達に「フラン

スの価値や象徴を尊重し、フランスのネイションへの帰属意識を育てるようにする」必要を確認する (HCI 2009:73)。「市民としての帰属意識は国籍に還元されないのだ」(HCI 2009:21)。「シティズンシップは……公的生活へ参加したいという欲望を通してのみ存在するのだ」(HCI 2009:74)。ここでは、サッカー観戦の際の観客の「野次」すらも、その行為からフランスネイションへの不服従が潜在的に想定されるがゆえに、ムスリム系マイノリティの移民第二世代が「統合」の対象となるのである。HCIによれば、「自分が成年の際に帰属することを決断する市民の共同体の自分以外の人々と政治計画を共有する」(HCI 2009:60)ことでネイションへの参加が達成される。シティズンシップとは単に成年時に取得できる権利ではなく、一定の知識、価値を内面化した上で生じてくる政治的社会的参加の欲望を通じてはじめて獲得できるのだ (HCI 2009:60)。

では、内面化すべき知識や価値とは何だろうか。学校内に設置し、生徒に覚え込ませる必要のある象徴、知識として報告書は以下のものを挙げる (HCI 2009:13)。^①マリアヌヌ像⁽²⁴⁾、^②国歌のラ・マルセイエーズ、^③三色旗、^④自由・平等・博愛の標語、^⑤7月14日の革命記念日、^⑥1789年の「人および市民の権利宣言」(いわゆる人権宣言)である。また、内面化させるべき「特殊な要求の試練にあっていてる普遍の理想としての (idéal d'universalité à l'épreuve des revendications particulières)」フランスの価値として次のものを挙げる。^①自由権 (特にその自由が「集団」ではなく「個人」に与えられるという点)、^②平等、^③帰属の絆であり連帯を意味する価値である「博愛 (fraternité)」、^④ライシテ、そして^⑤身体的安全などの「安全権 (droit à la sûreté)」である。

ここでもエスニックな属性から自由で平等な市民による連帯とその際に重要なものとしてライシテや「(女性の: 筆者注) 身体的安全」が念頭に置かれる。そしてそれは象徴を見てわかるように、ラ・マルセイエーズの合唱やマリアヌヌ像の、学校の入口ホール等、目立つ場所への設置などによって身体的、視覚的に認識され、内面化される

必要がある (HCI 2009:75)。

「統合」を出身国文化とフランス文化との相互変容のダイナミクスとしてではなく、既存のフランス文化の教え込みとして明確化するのが、『一にして不可分の共和国の開かれた文化』(HCI 2012e)である。この報告書は、これまでのHCIの報告書が社会経済的側面に比べて文化固有の要因について軽視してきたことを批判する (HCI 2012e:4)。そこには二つの理由があるという。第一に、雇用や住居、教育といった問題に比べて文化は二次的な問題と考えられ、さらに移民は少しずつフランスの文化を身につけていくと考えられていたこと。第二に、共通の文化や参照されるべき文化というものを定義することの困難さである。「フランスの文化やアイデンティティについて話すとき、アブリオリに外国人に閉鎖的なアイデンティティへの引きこもり (repli) を疑われるのである。まるで、フランスの文化が、普遍主義的な概念と対立する、エスニックな属性に基づくかのように」(HCI 2012e:9)。

しかし、HCIは、現実には「社会的な分離主義 (séparatisme social)」は「エスニックな分離主義 (séparatisme ethnique)」と重なっていることに警鐘を鳴らす (HCI 2012e:46)。こうしたムスリム系マイノリティが多数居住する地域では、白人など「フランス出身や古い移民出自の人々 (population d'origine française ou anciennement immigrée)」がマイノリティになり、その文化を脅かされている (HCI 2012e:46)。ここには「文化的非安全 (insécurité culturelle)」がある (HCI 2012e:45)。これらの地域では市民・アイデンティティがエスニックな属性、特に宗教的属性、具体的にはムスリム・アイデンティティと重ねられる状態が生じているという。

HCIはイスラームを念頭に、「ナショナルなコミュニティとは別のコミュニティに帰属すると断言する者達がいる」(HCI 2012b:33)と指摘する。「かれらは、テロの際やビン・ラディンの死の際にも彼をたたえるのだ。……(郊外では: 筆者注) 白い肌のフランス人とそれ以外の者達の間で緊張が高まっている」(HCI 2012b:33)。こうした地域

では生活全般を「ハラール」か「ハラーム」か（イスラーム的に妥当かそうではないか）で判断するような状況が生じている（HCI 2012e:47）。

そして、HCIは経済危機の中で福祉国家が問いなおされる現在、新規の移民達がまず、福祉の負担になることを疑われるような状況が存在することに注意を向ける（HCI 2012e:11）。ただし、HCIはこの状況からその排外主義への批判、疑う者達への批判に向かうのではない。むしろ、批判を前提にした上で移民達が疑われないように努力する必要があると論じる。HCIは、「ただでさえ移民達が負担として懸念される中、かれらがエスニック集団ごとにも共同体をつくってしまえば、どうやって他の国民達はかれらのために福祉の負担を負う気になるのか、『連帯』が可能になるのか」と問う（HCI 2012e:11）。つまり、HCIによれば「統合」に必要なのは文化的多様性の尊重よりも多様な人々がフランス文化の下にまとまり、連帯を意識することなのだ。

HCIによれば、欧州他国の首脳が多文化主義の失敗を言明していることから、「統合」されるための文化的条件について明確化することが必要なのである（HCI 2007a:98-99）。そもそも「フランスは人権の国であり、外国人芸術家達から長らく、受け入れに開かれた寛大な国とみなされてきた」

（HCI 2012e:9）のであり、排他的ではないのだから、文化的条件の主張は恥じるべきことではない。そして、差別はもちろん禁止されるべきであるが、「ムスリム・アイデンティティについての差別」といわれるものの多くは「イスラームに対する批判」ではないかと問う（HCI 2012e:40）。HCIによれば、フランスにおいて宗教批判は自由になされるべきであり、これを差別と考えるべきではない。

今、社会で進むエスニックな分離主義に対抗する必要があるのである。「統合」のために HCI は文化的多様性を尊重する必要があることも、差別と闘う必要があることも、社会経済的排除の重要性も理解している。しかし、HCIによれば、分離主義の現実に立ち向かって「統合」の文化的条件としてのフランス文化を明確に主張する必要がある。つまり、ライシテはムスリム・アイデンティ

ティに対して①公的領域での市民の平等性（中立性による権利保障）を保つ場合ではなく、②市民のエスニックブラインドネス（分離）にこだわらず積極的に介入し、制限する必要があるのだ。

4) 宗教的圧力から少女の身体と内面を守るライシテ

具体的に分離主義の何が解決すべき問題であり、HCIはどのような解決策を提示するのだろうか。『フランスはまだ移民を統合できるのか』（2011c）は「男性による女性の抑圧」という構図を強調し、特に、女性の身体に注目する。「（移民が集住する郊外の団地では：筆者注）出身社会の規則がついにはフランス社会の規則よりも上位になり、支配的な文化となっている。こうした圧力、特に宗教的な圧力は、社会的コントロールの形態の下で、女性や少女達にかかっている」（HCI 2011c:71）。HCIのこうした認識は、かつてのような専門家や統計によってではなく、映画やフェミニストの活動やその経験談によって根拠づけられる。つまり、客観的なデータではなく、個人の印象がその根拠とされる。

HCIによれば、社会的コントロールの下で移民の少女達は避妊の知識を十分にもてず、そのことが、頻繁な中絶やさらには母子家庭の存在につながるという（全国平均では15%の一人親家庭が、「問題の起きやすい都市地区（ZUS）⁽²⁵⁾」では25%にもものぼる）（HCI 2011c:73）。こうして、HCIによれば、移民出身者の集住する郊外では、イスラームの名の下での圧力によって女性が身体の自由を奪われている点が「統合」の観点から問題とされる。このように少女を管理しようとするのは両親というよりも少年や兄弟である（HCI 2011c:7）。

ムスリム系マイノリティのフランス文化へのアクセスの困難とその民主化の必要性⁽²⁶⁾について語る際にも、少女のフランス文化を身につける能力の高さと、少年の能力の低さが驚きをもって比較される（HCI 2012e:86）。その上で女性は「統合」しやすいにもかかわらず、男性によって彼女達の「統合」は阻まれることが強調される。強制婚をはじめとして、男性が女性を管理し、その自由を

制限しようとする力は強いのだ (HCI 2010:98, 108, HCI 2012a:39, HCI 2012d:83)。

HCI の報告書の中では、ライシテは男性による女性の身体の抑圧と管理から女性を解放する道具となる。「少女達はその多くが少年達よりも優れた学業成績を収め、よりフランス社会の価値観に適合している。少年達とは逆に、少女達には『雄の街 (Cité du mâle)』から抜け出す利益が完全にあるのだ。しかし、こうした少女達の (「統合」の : 筆者注) 『積極的な進展 (évolution positive)』は少年の (少女に対する : 筆者注) ルサンチマンを高めるのだ。場合によっては暴力を振るって少女達を死に至らしめることすらあるのだ」(HCI 2011c:59)。これに対抗するのは男女平等、女性の身体を保障するライシテである (HCI 2011c:77)。

HCI にとって分離主義に対抗する場として公立学校は重要である (HCI 2011a:2-4)。「学校は、さまざまな差異の表現が鍛えられ (apprentissage), 矯正 (discipline) される場である。各人にとって、他人を考慮する能力と責任を含む共生の知恵のために、個人を本人に対して、そして他人に対して責任ある存在にするのである」(HCI 2013:123)。『学校における統合の課題』(HCI 2011a) では、「(女子生徒による授業における : 筆者注) 男女混合の拒否や (少年による : 筆者注) 少女達に対する暴力は、時として、文化的または政治・宗教的な信念を理由として生じる」(HCI 2011a:99) と述べる。

ムスリム系マイノリティの女子生徒はその服装や行動の仕方について、スカートが短すぎるとか、校内食堂で (イスラーム的に正しい) ハラルの食事をとらない等の理由で男子生徒達に監視されることになる。暴力が特に現れるのは、①セクシズム、②レイシズム、③ホモフォビア、④反ユダヤ主義、⑤教義主義あるいは宗教の勧誘活動においてである (HCI 2013:34)。学校はイスラームの名の下での圧力とフランスの基本的価値、とりわけライシテを巡って衝突する場となる。したがって、男子生徒が女子生徒達の平等と自由を尊重するように教育するために、大きな努力がなされなければならない (HCI 2011a:72)。

ライシテは女性の自由な行動を擁護するだけでなく、身体の認識とも結びつけられる。「身体をめぐるタブーは、社会の諸表象、とりわけ、セクシュアリティについての表象と衝突する。ライシテは身体についての認識と主体の自由を必要とする。おそらく、学校による最も危険な任務はそこにある。というのは学校は、家族の親密性の中で生きられることや、まさに言葉にはされないようなことと衝突するからである。身体とは言外の意味の場なのだ」(HCI 2011a:102)。したがって、特にムスリム系マイノリティの女子生徒は自分の身体のあり方について、学校で教わることと家庭で伝えられることとの間の矛盾に苦しむことになる (HCI 2010:112)。

HCI によれば、学校で特に重要視されるのは、これらの女子生徒の①移動の自由、②服装の自由、③配偶者を選ぶ自由である (HCI 2011a:100)。「ライシテに基づく教育は、各人に、その個人としての地位を意識させるのである」(HCI 2011a:102)。この教育を通じて、「個人は、特に少女達は自分の身体を自分のものとする」のである。

こうした緊張がさらに高まるのは、学校の「舎監 (surveillant)」が自分の「指導 (encadrement)」の任務に加えて、生徒が良識をもっているか、「魂のチェック」を生徒に対して行うからである (HCI 2012b:33)。「かれら (ムスリム系マイノリティ : 筆者注) も自分固有のハビトゥスが、社会の多様性によって検討されることを受け入れる必要がある」(HCI 2011a:102) としている。

たとえば HCI は、ハビトゥスの観点から 2004 年 3 月 15 日のスカーフ禁止法に言及する。この法律は普段はスカーフを着用している女子生徒達が学校に入る前にライシテに基づく仕組みの中に入る (スカーフを外す) という点で、「統合」の観点からはよい効果を上げていると述べる。しかし、HCI はそこで満足することはない。学校に入る前までスカーフを着用していたことを考えれば、ライシテが完全に女子生徒達に遵守されているとはいえないからだ (HCI 2012b:37)。HCI はここではライシテの法律学的特徴が対象とする「行動」ではなく、女子生徒達が実際にどのように「思って

いるのか」まで探り、ハビトゥス、あるいは内面を矯正しようとする。

ライシテは行動からその内面にまで及ぶだけではない。その範囲も公的機関やその職員として法的に解釈された公的領域から、さらに広がっていく。2008年のバビール事件では私立保育所が内規としてライシテの義務を職員に課し、義務違反を理由として解雇できるかどうかが問われる。また、帰化申請却下の裁判を背景にブルカ着用を禁止すべきかどうかは2009年に国民議会で行われるようになる。

こうした状況を背景に、『学校における統合の課題』(2011a)に収録されている「共和国の公的空間における宗教的表現に関する公的勧告」は従来のライシテの議論が公私分離を前提に構成されていたことを批判し、次のように3つに空間を再分類する(HCI 2011a:7)。第一に、公共サービス従事者へのライシテと中立性が厳密に適用される「公的空間 (espace public)」である。第二に、交通機関用の公有地や一般に公開され、利用者に開かれる私企業を含む「市民的空間 (espace civil)」である。第三に、自宅を意味する「親密空間 (espace intime)」である。この区別に基づいてHCIは、公的空間と市民的空間をライシテの規定する公的領域と考えるのだ。

その上で、ライシテに関して立法を含む規律化が望ましい領域として以下の4つを挙げている(HCI 2011a:8-11)。第一に公教育において公立学校の付き添いなどの公共サービスの一時的協力者にもライシテを適用すること。第二に、地方公共団体の議会において、(議員の:筆者注)宗教的服装・標章を禁止すること。また、「宗教的指導者 (autorités religieuses)」を除いて、県庁あるいは市役所での帰化膳本授与式の際に誇示的になりうる宗教的服装・標章を禁じる。第三に救急医療サービスでの医師選択の不可能性を明記すること。第四に、労働法典の中に規定をつくり、企業が内規として宗教的服装・標章に関する規定を組み込むようにすることである。HCIはこうしたライシテの理解を、法律をはじめ、実際の行政のあり方に反映させようとするのだ。

この時期にはもはやライシテの法律学的特徴は考慮されない。①公的領域での市民の平等性(中立性による権利保障)よりもまず、「男性による女性の抑圧」を防ぐために、②市民のエスニックブラインドネス(分離)に反して、ムスリム系マイノリティには介入すべきなのだ。さらにライシテの解釈の観点から注目すべきは、HCIが、ライシテについてその適用範囲を拡大し、憲章を作成し立法化を進めようとしている傾向である。

これまで、スカーフ事件をはじめとした市民・アイデンティティと宗教的属性の関係が問題化するような行動に対応する場合には、HCIは、行政が個別の事情をよく考慮してケースバイケースで対応することを勧めてきた。しかし、憲章や立法化の目的は、個別の事情にかかわらず、その行動を一律に規制することである。HCIは、宗教実践を相互作用的に個人と環境との中で生じるものではなく、ムスリムとして本質主義的に決定されたものとして理解する。さらに積極的に立法化を提案することで、HCIは諮問機関としての役割から、いわばライシテ・ナラティブを生み出していくシンクタンクとしての役割を担うようになる(Hajjat et Beaugé 2014, Amiraux 2015)。そして、ライシテの適用はもはや、公的機関とその職員としての公的領域にとどまらない。公道はもちろん私企業も含まれるのだ。

小括

2002年以降の報告書の内容をどのように位置づけることができるだろうか。この時期から「統合」は契約として考えられるようになる。これは自律した契約主体としての移民を前提とする。この時期も、ムスリム系マイノリティがフランス人平均と比べて社会経済的により排除され、差別されることは否定されない。しかし、HCIの注目点はムスリム系マイノリティの文化的要因の方に移る。2002年までは出身国の伝統とイスラームが区別され、後者は「統合」の「障害」とならないことが強調されたが、この時期には区別よりも、実際に「男性による女性(特に少女)の抑圧」が「イスラームの名の下に」行われていることが強調さ

れるのである。そして、公的機関とその職員を規律するライシテは、公的機関の利用者、さらには私企業の従業員をも規律するようになる。さらに、規律はその行動だけではなく、内面にまで及ぶものとなる。

ライシテの法律学的特徴は以下のように解釈された。①公的領域での市民の平等性（中立性による権利保障）について、郊外における「男性による女性の抑圧」がイスラームの名の下に行われている以上、それは尊重されるべきではないし、②市民のエスニックブラインドネス（分離）にこだわるのではなく、特定の宗教宗派の市民に対して積極的に介入していくべきなのである。

むすび

本稿では、フランスの市民・アイデンティティの基礎であるライシテの法律学的な特徴①公的領域での市民の平等性（中立性による権利保障）、②市民のエスニックブラインドネス（分離）に注目し、1989年から2013年までのHCIの報告書の中でムスリム系マイノリティの「ムスリム・アイデンティティ」の何が「統合」の「障害」とされ、どのような解決策が提示されるのかについて、「男性による女性の抑圧」という観点に注目して時系列的な推移を明らかにした。

1980年代から現在に至るまでムスリム系マイノリティの経験する困難に大きな違いはない。たしかに雇用の柔軟化はより一般化し、一部では移民出身中産階層の登場も見られる。そして、近年はムスリム・アイデンティティを理由とした差別が特に激しくなっている。とはいえ、かれらの社会経済的排除は継続し、かれらに対する差別が深刻であることは変わらない。大きく変化したのはむしろ、フランスの統合概念であり、移民のなにを問題として、どのような解決策を提示するのかという点である。

2002年までの報告書では、社会経済的な条件や差別がかれらの「統合」を妨げる要因として強調されており、移民の「統合」の責任はフランス社会にも大きくあったのである。その際に、文化的

要因は強調されるが、それは出身地域の「伝統」である。この伝統はイスラームとは区別され、イスラームはそれ自体として「統合」の「障害」にならないと考えられた。ライシテは法律学的特徴から、①公的領域での市民の平等性（中立性による権利保障）②市民のエスニックブラインドネス（分離）として機能し、カトリックや仏教と同じようにイスラームに行政が個人の信仰の自由を保障することの重要性が主張された。

しかし、2002年以降の報告書では、「統合」は「契約」化され、さらに社会経済的条件の困難、すなわち、国家が対応するべき危機という視点はなくなり、自律した主体として「統合」を望む者（「統合」の能力がある者）が受け入れられるべきとされた。ここでは、「統合」の困難があるとすれば、その責任は移民の側にあり、移民の特に文化的要因の中に探されることになる。その中で、ライシテは①公的領域での市民の平等性（中立性による権利保障）、②市民のエスニックブラインドネス（分離）という法律学的特徴から、「男女平等」へと意味を変える。そしてこのライシテを理由としてイスラームが「統合」の「障害」とされるのだ。

少女達は学業成績もよく、本来であれば職業的にも有能なはずの存在であるが、「イスラームを理由にして」、「男性によって」自立の可能性を奪われている。ここでは移民にとどまらず、生まれながらもフランス国籍をもつ二世代も含んだムスリム系マイノリティが「統合」の対象になることが強調される。ライシテは、従来の公的領域の範囲を大きく超えて、公立学校の生徒や私企業従業員、さらには個人の内面にまで及ぶ男女平等原則として機能する。その上でライシテの名の下に、特に、イスラームに対して女性の身体の自律性を擁護するために断固とした介入の重要性が主張された。

全報告書を通じて共通する点もある。それは、移民の「統合」の問題解決において優先的な介入対象が「女性」であり「イスラーム」は「統合」の「障害」と一般的に見なされているという認識である。また、（2002年までは強く強調され、以

降は関心が文化的要因に移るとしても) 社会経済的条件的困難について指摘しながらも、その構造的な条件としての新自由主義について批判がなされないことであり、人種主義をその構造的な条件から理解することなく、イメージの変容や個人の努力によって乗り越えられると考える点である。つまり、問題解決の枠組みを国家内で語ることによってナショナルな枠組みの語りを強化することになる。こうしたグローバルな社会経済的構造への無関心は、「統合」が掲げたフランス人平均と比べて中でのムスリム系マイノリティの社会経済的排除の偏り、差別経験の深刻さの解決という課題を、ムスリム・アイデンティティという文化的要因の「統合」の可否に置き換えることで不可視のものとしていく。

しかし、同時にこうした「統合」をめぐる HCI の言説と各行政機関での実践との間にあるずれにも注意を払う必要がある。専門家による諮問機関としての HCI が「客観的な立場」から言説を生み出すとしても、またこの言説が 2002 年以降は頻繁に法律や政策にライシテ・ナラティブとして具体化されるとしても、その適用の現場では分野ごとの論理が機能し、HCI の言説と争う (Bertossi 2014)。たとえば「受け入れ統合契約」は、滞在許可証更新の際にチェックされるが、地方自治体は契約が課すフランス語学習の成果を確認することはない。また、国立病院の職員は宗教的標章の着用を認められないが、腕のよい医者であれば、そうした着用の要望が認められることもある。病院という機関では、なによりも医者としての技術が求められるのだ。したがって、HCI の言説はフランスの体系化された「統合」についての方向性を示すものであるが、行政機関の現場ではこの言説を巡って様々な解釈が行われていることを忘れてはならないだろう。

リベラルなシティズンシップにおける市民と信仰者との関係については以下のことが言えるだろう。人権などのリベラルな価値観は自律した個人を前提としており、それゆえに集団としての属性(特に宗教)を自律の「障害」と認識する傾向がある。リベラルな価値観を掲げる公的介入は「男

性による女性の抑圧」が問題になることでより積極的に行われる。現在のフェミニズム運動の中でイメージされる女性の自由としての身体の自由、特に服装の自由などについてムスリム女性としてのスカーフ着用や長いスカートの着用が「男性による女性の抑圧」として認識されやすい。そして身体のあり方を巡るフェミニズム運動に対するムスリム女性当事者の抗議の声は「抑圧されている」と見なされるがゆえに、彼女達の声は「男性に強いられたもの」として理解され、考慮されにくい。

こうした身体のあり方を身につけるのはしばしば私的領域とされる家族などの親密圏⁽²⁷⁾ であるが故に、女性の自立を確保するためという理由で公権力の私的領域への介入が正当化される。介入はライシテの法律学的特徴によって妨げられるはずだが、近年のイスラームに対する否定的なイメージの広がりや極右勢力の拡大は左派右派を問わずにイスラームを「統合」の「障害」とし、HCI をはじめとするライシテ・ナラティブを生み出し、従来のライシテ解釈の変更が「状況の深刻さ」によって正当化される。このことによって問題はムスリムの側に帰せられ、同時に、ムスリムを批判できる自分達は解放された市民となる。

ここで注目すべきは、市民になるためにはマイノリティの信仰者はその行動にとどまらず、個人の内面(意識)までをさらけ出すことが要求されることである。そして監視されるマイノリティの行動の一つ一つや個人の意識の意味付けは本人によってではなく、周囲のマジョリティによってなされる (Amiriaux 2016)。ムスリム系マイノリティの女性がその市民・アイデンティティを疑われるのは、そのエスニックな属性ゆえであり、そこでは国家による人種化が機能している。

このライシテ・ナラティブが求める透明性は、市民の一部が経験する社会経済的排除や差別などの市民間の不平等という、リベラルなシティズンシップの危機を解決することはないが、原因をそのマイノリティの信仰の問題に帰することで危機から目をそらすことを可能にしている⁽²⁸⁾。

注

- (1) たとえばイタリアでは 63%が、フランスでは 27%が、英国では 26%がムスリムの存在に対して非好意的である (Pew Research Center 2014)。特に、郊外における「アラブの少年」が、セクシズムの観点からどのように描かれているのかについては、Souilamas et Macé (2006) を参照。
- (2) ムスリム系マイノリティとは移民、いわゆる移民の第一世代に加えて、「主として欧州で生まれ欧州で社会化される世代 (本稿では『第二世代』と呼ぶ)」を含む。第二世代の中には、特に出生地主義を認める国においては欧州各国の国籍所有者も多く存在する。また、第一世代の中にも旧植民地国出身者の場合は、たとえば独立以前のアルジェリア人など、欧州各国の国籍を所有する者も存在する。しかし、その国籍の有無にかかわらず、かれらは「移民出身者 (origine immigrée)」とみなされ、社会経済的排除、差別を欧州国民平均よりも受ける傾向がある。本報告では定義の困難を意識しながらも、統合政策において第一世代のみを指す移民と第二世代を含む移民出身者という言葉を使用する。
- 「移民」というカテゴリーはフランスの統計上、「フランス国外で非フランス国籍者として生まれ現在はフランス国内に居住する者」を指す。この中には、「生まれながらにフランス国籍をもつ者」、「フランスで生まれフランス国籍を取得した者」は含まれない。しかし、新世代の多くがすでに第三世代、第四世代となっており、その場合、両親はすでにフランス国籍を取得していたり、取得していない場合にもフランスで生まれ後にフランス国籍を取得する者も多く、かれらの存在は「移民」というカテゴリーには含まれない。ただし、INSEE には、「移民出自の者 (descendant direct des immigrés)」というカテゴリーがあり、少なくとも両親の一方が移民である、フランス生まれの者を区別している。この点については INSEE (2012) を参照。「移民」の統計上の定義は国によっても異なる。フランスにおけるムスリムの 80%以上はマグレブ出身者 (アルジェリア 43.2%、チュニジア 11.4%、モロッコ 27.5%) である (M. Tribalat 2008)。ドイツにはトルコ出身者を中心に約 410 万人、英国にはインドやパキスタン出身者を中心に約 287 万人存在する (Pew Research Center 2011)。本稿では最も人数が多く、また、フランスにおけるムスリムの大多数であるマグレブ移民出身者について論じる (Brouard et Tiberj 2006)。宗教実践とは五行 (信仰告白、一日五回の礼拝、喜捨、断食、巡礼) を指す。ムスリム系マイノリティの中にはカトリックや改宗者、無宗教者も存在する。若年層において礼拝を行うのが 39%、礼拝所に行くのが 23%、断食を行うのは 70%という調査がある (IFOP 2011)。
- (3) 「統合」概念自体、政策上のスローガンとして使用されたりしたが、ここでは政策で使用される「統合」

- と区別して「ある社会に参加し社会共通の機能ルールを受け入れる成員と、社会共通の価値との間の相互作用」(Baillet 2001, p.29)、特に、政治統合の観点から、ある人間が政治共同体のメンバー=市民として主観的にも客観的にも「市民・アイデンティティ」を承認されるプロセスとして考える。ここで市民とは、一般には国民国家のメンバーとしての国民を指す。しかし、欧州連合市民などの国民国家にとどまらない、市民も存在する。
- (4) シティズンシップをアイデンティティと権利義務関係に区別する点については、岡野 (2003) を参照。
- (5) イスラームは欧州内部の生活経験と結びつけて論じられることはほとんどない。たとえば独立前のアルジェリアのフランス国民の中には多くのムスリムがいたが、かれらはフランス市民としてはその権利を制限されていた。このことがムスリムの存在を移民出身者に結びつける傾向を促した。
- (6) 矯正対象としての「ムスリム女性」は特に女子生徒を対象としている。
- (7) 政教分離、非宗教性、世俗性などと訳される。本稿ではその使用に注目して、宗教的中立性という訳語をあてる。ライシテの多様性については伊達 (2010) を参照。
- (8) 共和国の単一不可分性をここでは主権者たる市民 (=国民) に限って論じる。
- (9) フランスの法解釈においては、さらに 1789 年の「人及び市民の権利宣言」10 条、「何人もその意見についてたとえそれが宗教的なものであっても、その表明が法律で定められた公的秩序を混乱させるものでない限り、不安にされてはならない」もその法源として参照される。
- (10) ただし、監獄や軍隊をはじめとする、個人が自由に信仰を実践する可能性が極めて限られる公的機関においては聖職者は公費で雇用されるのだ。一方で国家による信仰や宗教実践の保証と、他方での国家の宗教実践への非関与の間には緊張関係が存在する。そこから、たとえば、礼拝所の不足などによって実際に信者が礼拝を行うことができない状態の場合には、この礼拝所の設置を行政が支援するということがあり得る。もちろん、宗教実践に関与することはできないので、行政機関が文化施設の設定を支援し、その文化施設が実際には宗教実践に使用されるという形式をとる。ライシテの下で行政が宗教実践を保証するための法的枠組みについては HCI (2001) を参照。また、ライシテの立場からフランスにおけるセクト問題や近年議論されている「過激化 (Radicalisation)」を扱う困難が生じてくる。つまり、「危険」と思われる宗教宗派に、ライシテの下で行政がどのように関与することが可能なのかという問題である。
- (11) HCI は 2012 年 12 月から議長不在となり、その活動を停止した。その背景には社会党のオランド (F. Holland) 大統領が 2013 年に「ライシテ研究所

- (Observatoire de la laïcité)」を始動させたことによってその任務を引き継がせたからだと言われている。
- (12) 「統合」をめぐる HCI の言説の代表性については Hajjat et Beaugé (2014) や中野 (2015) を参照。
- (13) 本稿では「統合」の観点からのムスリム・アイデンティティの「障害」とされる描かれ方を論じるが、フランスにおいて移民出身者のムスリム・アイデンティティが解決すべき「問題」として描かれたのは 1983 年の自動車工場でのストライキにまでさかのぼることができる。この点については Hajjat et Beaugé (2014) および Arkoun (2006) を参照。
- (14) この場合の「中立的な場 (lieu neutre)」とは特定の思想的立場などを超えて自明のこととして共有される意見のことである。この概念については Bourdieu et Boltanski (1976) を参照。
- (15) ただし、内閣からの諮問に関わらず、独自に「統合」に関して調査・研究を行い「報告書」を刊行する他、独自にテーマを選び、「意見 (avis)」や「勧告 (recommandation)」を出すこともできる。本報告では全てを一括して「報告書」とする。その内容には以前の報告書と状況認識を共有するものも多く、したがって、報告書間で共通の分析や意見も多い。
- (16) その対象は「移民」に限られず、国民や外国人も対象となる (HCI 1991:14)。
- (17) イスラームはタイトルに入っていないとも頻繁に引用される。
- (18) 「統合」は「同化 (assimilation)」や「組み込み (insertion)」とは区別されるのだ (HCI 1991a:18)。「同化」とは移民がその出身国の文化を完全に失い、受入国の文化を完全に受け入れる状態を示している。「組み込み」とは移民がその出身国文化を出身国と同じように受入国でも維持することを示している。
- (19) ここで文化とは言語・伝統・服装の習慣・食習慣・風俗・宗教などを含むものとされている (HCI 1995:16)。
- (20) HCI は少女の学業の達成度がフランス人平均と近いとしても、すなわち学業的な「統合」が進んでいるとしても、この事実は世帯形成における非移民フランス人との混合 (カップル形成) という「統合」を促していないのではないかと批判する (HCI 1995:62)。世帯形成の観点から HCI は、移民男性の約半数がフランス国籍女性と結婚するのに対し、女性の場合は、それが 4 分の一にとどまることに注目する。HCI は「統合」の指標として学歴と並んで貧困率や「族内婚」・「族外婚」の割合をあげている。「族内婚」は同じエスニックコミュニティ内での世帯形成を継続させるので、出身国の文化が世帯を超えて継承されやすいと HCI は考える。公的領域における「相似と一致」を強調し、私的領域での移民と非移民フランス人との相互変容や交流を強調する「統合」からすれば、次第に世帯形成において「族外婚」が増加することが期待されるのだ。移民女性の族内婚の多さには、出身国の伝統によ

る配偶者選択が機能しているという。

- (21) イスラームの状況分析については統計ではなく研究者の知見に頼ることが多いが、代表的な研究者としてイスラーム学者アルクーン (M. Arkoun) や政治人類学者エチエンヌ (B. Etienne) といった人類学的な実証研究をすすめる研究者達が招聘される。こうした傾向は、一般に広がるイスラームのイメージを実証研究によって否定する効果をもった。
- (22) ただし、法律家による解釈では、それはライシテの観点からの宗教的標章の着用禁止ではなく、それぞれモロッコ人女性の行動全体から両性の平等原則が守られていないことが伺えることや公的秩序が危機にさらされることを理由としている。ただし、前者については国務院が「宗教の過激な実践 (pratique radicale)」を理由としてあげている。
- (23) HCI (2010) はタイトルにライシテという言葉はないが、「公的空間における宗教的表現」をタイトルに含んでおり、これを含むとライシテを主題とした報告書は 4 冊になる。また、ライシテの争点として、内閣の諮問と関係なく自ら提案するものが増えた。
- (24) マリアヌス像とは、フランス共和国、自由・平等・博愛といった共和国の価値を象徴する女性像のこと。その像が政府のロゴなどさまざまな公的機関において使用されている。
- (25) ZUS (Zones Urbaines Sensibles) は貧困者集住地域を中心に 1996 年から 2014 年まで指定された都市政策の重点地域のこと。2015 年より「都市政策優先地区 (les quartiers prioritaires de la politique de la ville)」に置き換えられた。この点については、森 (2016) を参照のこと。
- (26) フランス文化は市民の階層や出自に従って不平等に受け取られていると HCI は考えている。そこで、移民出身者にも他の市民と平等に文化を共有できるようにすることを「民主化」という言葉で表現している (HCI 2012e:83)。
- (27) 親密圏とは家族をはじめとして「家族にとどまらない具体的な他者の生への配慮、関心をメディアとするある程度持続する関係性」(斎藤 2000) としてここでは理解する。
- (28) こうした傾向に対するムスリムの社会運動からの抵抗も存在する (浪岡 2015)。

参考文献

- V. Amiraux, «Visibility, transparency and gossip», *Critical Research on Religion*, vol. 4, n° 1, pp.37-56. 2016.
- V. Amiraux et D. Koussens, *From Law to Narratives*, Online working paper, 2013.
(http://www.recode.info/wp-content/uploads/2013/02/Fin_RECODE-19-Valerie-Amiraux-David-Koussens-Final_fin.pdf) 最終参照日 2016 年 11 月 7 日。

- M. Arkoun (dir.), *Histoire de l'islam et des musulmans en France du Moyen âge à nos jours*, Albin Michel, 2006.
- G. D. Baillet, *Militantisme Politique et intégration des jeunes d'origine maghrébine*, L'Harmattan, 2001.
- C. Bertossi, «National Models of Integration in Europe», *American Behavioral Scientist*, no.55 (12), 2011, pp.1561-1580.
- C. Bertossi et al (dir.), *European States and Their Muslim Citizens*, Cambridge University Press, 2013.
- P. Bourdieu et L. Boltanski, «La production de l'idéologie dominante», *Actes de la recherche en sciences sociales*, n° 2, pp.3-73. 1976.
- S. Brouard et V. Tiberj, *Français comme les autres?*, Sciences Po, 2006.
- J. Cesari, *Faut-il avoir peur de l'islam?*, Presse de Sciences Po, 1997.
- J. Cesari, *Musulmans et républicains*, Complexe, 1998.
- 伊達聖伸『ライシテ、道徳、宗教学』勁草書房, 2010年
- A Ferrari, «De la politique à la technique : laïcité narrative et laïcité du droit. Pour une comparaison France/Italie», B. Basdevant-Gaudemet et al. (dir.), *Le droit ecclésiastique de la n du XVIII^e au milieu du XX^e siècle en Europe*, Peeters, 2009. pp.333-345.
- A, Favell, *Philosophies of integration*, Palgrave, 2001.
- A. Hajjat et M. Mohammed, *L'islamophobie*, Albin Michel, 2013.
- A. Hajjat et J. Beaugé, «Élites Françaises et construction de «problème musulman»», *Sociologie*, 2014. no.1, pp.31-59.
- Haut Conseil à l'intégration (1991), *Pour un modèle français d'intégration : premier rapport annuel*, La Documentation française.
- Haut Conseil à l'intégration (1992a), *Conditions juridiques et culturelles de l'intégration : rapport au Premier ministre*, La Documentation française.
- Haut Conseil à l'intégration (1992b), *La Connaissance de l'immigration et de l'intégration : Novembre 1991*, La Documentation française.
- Haut Conseil à l'intégration (1993a), *L'intégration à la française*, UGE 10-18.
- Haut Conseil à l'intégration (1993b), *La Connaissance de l'immigration et de l'intégration*, La Documentation française.
- Haut Conseil à l'intégration (1993c), *Les Étrangers et l'emploi*, La Documentation française.
- Haut Conseil à l'intégration (1995), *Liens culturels et intégration*, La Documentation française.
- Haut Conseil à l'intégration (1997), *Affaiblissement du lien social, enfermement dans les particularismes et intégration dans la cité*, La Documentation française.
- Haut Conseil à l'intégration (1998), *Lutte contre les discriminations : faire respecter le principe d'égalité*, La Documentation française.
- Haut Conseil à l'intégration (2001), *L'islam dans la République*, La Documentation française.
- Haut Conseil à l'intégration (2002), *Les parcours d'intégration*, La Documentation française.
- Haut Conseil à l'intégration (2004a), *Le Contrat et l'intégration*, La Documentation française.
- Barret-Kriegel B. & Haut Conseil à l'intégration (2004b), *La condition sociale des travailleurs immigrés âgés : avis à Monsieur le Premier ministre*, Haut Conseil à l'intégration.
- Fonds d'action et de soutien pour l'intégration et la lutte contre les discriminations (France), Conseil supérieur de l'audiovisuel & Haut Conseil à l'intégration (2004c), *Écrans pâles? Diversité culturelle et culture commune dans l'audiovisuel*, La Documentation française.
- Haut Conseil à l'intégration (2006a), *Analyse comparative des différents modèles d'intégration en Europe*, Avis au Premier ministre.
- Haut Conseil à l'intégration (2006b), *Le Bilan de la politique d'intégration 2002-2005*, La Documentation française.
- Haut Conseil à l'intégration (2007a), *Charte de la laïcité dans les services publics et autres avis*, La Documentation française.
- Haut Conseil à l'intégration & Agence nationale pour la cohésion sociale et l'égalité des chances (France) (2007b), *Diversité & représentation politique : actes du colloque Sciences Po Paris, 28 octobre 2006*, La Documentation française.
- Haut Conseil à l'intégration (2008), *Études et intégration: avis sur le logement des personnes immigrés*. La Documentation française.
- Haut Conseil à l'intégration (2009), *Études et intégration: faire connaître les valeurs de la République. Les élus issus de l'immigration dans les conseils municipaux, 2001-2008*, La Documentation française.
- Haut Conseil à l'intégration (2010), *20 ans au service de l'intégration. 1990-2010*, La Documentation française.
- Haut Conseil à l'intégration (2011a), *Les Défis de l'intégration à l'école: recommandations relatives à l'expression religieuse dans les espaces publics de la République*, La Documentation françaises.
- Haut Conseil à l'intégration (2011b), *De la neutralité religieuse en entreprise*, Avis au Premier ministre.
- Haut Conseil à l'intégration (2011c), *La France sait-elle encore intégrer les immigrés? Les élus issus de l'immigration dans les conseils régionaux (2004-2010)*, La Documentation française.
- Haut Conseil à l'intégration (2011d), *La France sait-elle encore intégrer les immigrés? Bilan de la politique d'intégration en France depuis vingt ans et perspectives*, La Documentation française.
- Haut Conseil à l'intégration (2012a), *L'expression religieuse et la laïcité dans l'entreprise*, La Documentation française.

- Haut Conseil à l'intégration (2012b), *La laïcité dans la fonction publique. De la définition du principe à son application*, La Documentation française.
- Haut Conseil à l'intégration (2012c), *Investir dans les associations pour réussir l'intégration*, Avis au Premier ministre.
- Haut Conseil à l'intégration (2012d), *Intégrer dans une économie de sous-emploi*, Avis au Premier ministre.
- Haut Conseil à l'intégration (2012e), *Une Culture ouverte dans une République indivisible. Les choix de l'intégration culturelle*, La Documentation française.
- Haut Conseil à l'intégration (2013), *Pour une pédagogie de la laïcité à l'école*, La Documentation française.
- 樋口陽一『近代国民国家の憲法構造』東京大学出版会, 1994年。
- M. Howard, *The Politics of Citizenship in Europe*, Cambridge University Press, 2009.
- IFOP, *Enquête sur l'implantation et l'évolution de l'Islam de France*, 2011.
- INSEE, *Immigrés et descendants d'immigrés en France*, La Documentation française, 2012.
- C. Joppke, "Beyond National Models" in *West European Politics*, no.30, 2007. pp.1-22.
- G. Kepe, *Les banlieues de l'islam*, Seuil, 1989.
- C. Laborde, «Secular philosophy and Muslim Headscarves in Schools», *Journal of Political Philosophy* Vo.13 no3, 2005. pp.305-329.
- M. Long, *Être Français aujourd'hui et demain*, Tome1, La Documentation française, 1988a.
- M. Long, *Être Français aujourd'hui et demain*, Tome2, La Documentation française, 1988b.
- 宮島喬『移民社会フランスの危機』岩波書店, 2006年。
- 宮島喬「雇用と失業から見る社会的統合の現状」宮島喬編『移民の社会的統合と排除』東京大学出版会, 2009年。
- 森千香子『排除と抵抗の郊外』東京大学出版会, 2016年。
- 中島宏「共和国の拒否—フランスにおけるブルカ着用禁止の試み」『一橋法学』2010年10月。no.9(3), 131-147頁
- 中野裕二「移民の統合の『共和国モデル』とその変容」宮島喬編『移民の社会的統合と排除』東京大学出版会, 2009年。15-29頁
- 中野裕二「強制の理念から排除の道具へ」中野裕二他編『排外主義を問いなおす』勁草書房, 2015年。13-38頁
- 浪岡新太郎「『フランス共和国』におけるムスリムの社会教育と市民参加」中野裕二他編『排外主義を問いなおす』勁草書房, 2015年。91-122頁
- 岡野八代『シチズンシップの政治学』白澤社, 2003年。
- G. Petek et A. Seksig (dir.), Réflexions autour des rapports du HCI, *Hommes & Migrations* no.1294, 2011.
- Pew Research Center, *The Future of the Global Muslim Population Projections for 2010-2030*, 2011.
- Pew Research Center, *Chapter 4. Views of Roma, Muslims, Jews, 2014.* (<http://www.pewglobal.org/2014/05/12/chapter-4-views-of-roma-muslims-jews/>) 最終参照日 2017年2月19日。
- F. Rochefort, *Foulard, genre et laïcité en 1989*, 2002/3, no.75, pp.145-156.
- 斎藤純一『公共性』岩波書店, 2000年。
- N. G. Souilamas et E. Macé, *Les féministes et le garçon arabe*, Editions de l'Aube 2006.
- M. Tribalat, *Faire France* la découverte, 1995.
- M. Tribalat, «Le nombre de musulmans en France: qu'en sait-on?», *L'islam en France, Cités*, octobre 2008, pp.28. 2008.
- C. W. de Wenden et R. Leveau, *La bourgeoisie*, Edition CNRS, 2005.
- 山元一『現代フランス憲法理論』信山社, 2014年。

【付記】本稿は、2013-2016年度科学研究費補助金（基盤研究 C）「欧州における移民出身ムスリムの排除と包摂 課題番号(26380218)」（研究代表者）、ならびに2015-2017年度科学研究費補助金（基盤研究 B）「国内社会の紛争としての移民問題 課題番号(15KT0047: 研究代表者中野裕二教授（駒澤大学法学部）」（研究分担者）、2015-2017年度科学研究費補助金（基盤研究 B）「EU都市部の衰退地区における『ソーシャル・ミックス』の社会学的研究 課題番号(15H0517: 研究代表者森千香子准教授（一橋大学法学研究科）」（研究分担者）の研究結果の一部である。